

多賀町森林整備計画（変更）の公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により多賀町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該多賀町森林整備計画（案）を縦覧に供する。

なお、当該多賀町森林整備計画（案）に異見のある者は、縦覧期間満了の日までに、多賀町長に理由を付した文書をもって意見を申し立てることが出来る。

令和8年2月5日

多賀町長 久保久良



- 1 多賀町森林整備計画（案）の縦覧場所
多賀町役場 HP 上に公開
- 2 多賀町森林整備計画（案）の縦覧期間
令和8年2月5日から令和8年3月2日まで